

別紙

諮問第742号

答 申

1 審査会の結論

「事件相談受理票」に対する訂正請求について「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示がないこと」を理由として却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日付け「保有個人情報一部開示決定通知書」（監. 総. 文. 個第〇号）事件相談受理票」の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、警視総監が令和元年5月24日付けで行った保有個人情報訂正請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）について、その取消しを行うとともに、記載内容を訂正するよう求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、適法かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年8月23日に審査会に諮問された。

審査会は、令和2年1月6日に実施機関から理由説明書を、同年3月2日に審査請求人から意見書を收受し、同年9月28日（第144回第三部会）及び同年10月26日（第145回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

ア 刑事事件に関する相談について

「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（平成29年3月30日通達乙（刑．総．指1）第52号。以下「通達」という。）において、刑事事件に関する相談（刑事警察に関するものに限る。以下「事件相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談者の氏名、住所、相談の要旨等を警察総合相談業務等管理システムに登録するとともに、同システムから事件相談受理票を出力し、所属長の決裁を受けて保存する旨規定されている。

事件相談受理票は、通達別記様式第1号「事件相談受理票」、同第2号「相談関係者票」及び同第4号「相談処理経過の概要」で構成されており、「事件相談受理票」には、相談者等関係者の住所・氏名等の人定情報や警察職員が相談者から聴取した内容が、「相談関係者票」には、相談者等関係者の人定情報が、「相談処理経過の概要」には、事件相談に関して判断した内容や実施した措置の具体的な事項などの処理経過がそれぞれ記載されることとなっている。

イ 訂正請求について

条例18条1項では、何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる旨を定めており、さらに、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）（平成3年3月26日2情都個第26号）18条関係第1の4において「『事実』とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。」と規定している。

条例19条2項では、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。」と定めている。

ウ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、審査請求人の開示請求に対し、実施機関が一部開示決定した事件相談受理票（警視庁〇〇警察署、受理年月日平成〇年〇月〇日、受理番号〇〇号）（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

エ 本件訂正請求について

本件訂正請求の趣旨は、本件対象保有個人情報のうち、「相談処理経過の概要」欄の記載内容に誤りがあるとして、その訂正を求めるものである。

実施機関は、審査請求人が「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等」（以下「証明書類等」という。）であるとして提出した陳述書が条例19条2項に規定されている証明書類等には該当せず、本件訂正請求には形式上の不備があるとして、却下処分を行った。

オ 本件却下処分の妥当性について

審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち「相談処理経過の概要」に記載されている内容は、審査請求人の記憶に基づく陳述（供述）内容を文書化したものであり、その当事者が不実であると主張するときは、実施機関はその申出に対応する責務を負うことは言うまでもなく、また、審査請求人が提出した陳述書が証明書類等に該当しないとすると、裁判等における陳述書は何ら意味をなさないこととなるため、審査請求人が提出した陳述書に基づき、本件対象保有個人情報の記載内容を訂正するべきである旨主張する。

実施機関によると、「相談処理経過の概要」欄には、事件相談に関して実施機関の職員が判断した内容や実施した措置の具体的事項などの処理経過等を記載することになっており、さらに、条例19条2項に規定されている証明書類等とは、訂正を求める内容が事実であると客観的に判断できるものでなければならず、審査請求人が自らの記憶に基づいて作成した陳述書は、その内容が事実であると客観的に判断できるものでないことから、当該陳述書を証明書類等であると認めることはできず、本件訂正請求には形式上の不備が認められる旨説明する。

審査会が通達を確認したところ、事件相談受理票は、相談の内容を精査して刑

罰法令に違反すると認められる場合は積極的な事件化を図るなど、必要な措置を講じるために作成されるものであり、特に、相談者やその親族等の生命、身体に危害が及ぶおそれのある事案に関する事件相談に対しては、迅速かつ的確な対応が求められていることが確認された。

これを踏まえれば、当該「相談処理経過の概要」欄の内容は、相談者の記憶や申立ての内容等がそのまま保存・再現されるように記載されるものではなく、相談者等に危害が及ぶおそれのある事案であるかを見極めつつ、事件化等の適正な処理を行うための判断を踏まえて記載される内容であることが認められる。

そこで、審査会が審査請求人から提出された訂正請求書及び陳述書について見分したところ、審査請求人が適当と考える内容への訂正を求める主張等が記載されていることが確認できたものの、当該「相談処理経過の概要」欄の性質を踏まえると、当該陳述書は、本件訂正を求める内容が事実と合致することを客観的に判断できる証明書類等として取り扱うことはできないとの趣旨の実施機関による判断は、首肯することができる。

以上のことから、審査請求人が提出した陳述書は、条例19条2項で規定されている証明書類等に該当するとは認められず、本件訂正請求には形式上の不備があるとして却下した実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明